

第 1 号議案 学校法人森の国学園の設立に係る寄附行為認可について

1 名 称	学校法人森の国学園				
2 事務所所在地	周知郡森町問詰259番地				
3 設立代表者	進士 友紀子				
4 目 的	高等学校を設置するため、学校法人を設立				
5 時 期	静岡県知事の認可の日				
6 設置する学校	静岡泉洋高等学校（周智郡森町問詰 259 番地）				
7 役 員 等	○理事 6 人、監事 2 人、評議員 7 人				
	職 名	氏 名	選任区分	職 業	備 考
	理事長				
	理事				
	監事				
	評議員				

◆基準：私立学校法

項目	要件	適合
理事	(1) 監事、評議員との兼職禁止 (2) 設置する学校の校長を含むこと (3) 外部理事を含むこと (4) 他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (5) 他の理事と特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の1/3を超えていないこと 等	○
監事	(6) 理事、評議員、職員、子法人の役職員（監事、監査役等を除く）との兼職禁止 (7) 他の監事又は2人（経過措置期間中は3人）以上の評議員と特別利害関係を有していないこと	○
評議員	(8) 理事、監事との兼職禁止 (9) 職員を含むこと (10) 25歳以上の卒業生を含むこと (11) 他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと (12) 職員である評議員の数は、評議員の総数の1/3を超えていないこと (13) 理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の1/2を超えていないこと (14) 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えていないこと	○

第2号議案 静岡泉洋高等学校（通信制高校）の設置認可について

1 名 称	静岡泉洋高等学校																																																																																																																						
2 位 置	周智郡森町問詰259番地																																																																																																																						
3 設 置 者	周智郡森町問詰259番地 学校法人森の国学園（設立代表者 進士 友紀子）																																																																																																																						
4 目 的	近年における不登校、発達障がいの中학생や高校生が増加している状況を受け（１）学校教育を行い、心身ともに健全で知性及び情操豊かな青少年の育成（２）不登校及び発達障がいの生徒の就学及び進学の機会を与える（３）自立して活動する「生きる力」を備える人材を育成するため、通信制課程のみを置く高等学校を設置																																																																																																																						
5 開設の時期	令和８年４月１日																																																																																																																						
6 編 成 等	区分 通信制課程（狭域、単位制）普通科						収容定員 240人																																																																																																																
7 職 員 組 織	<table><tr><th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和８年度</th><th colspan="3">令和９年度</th><th colspan="3">令和10年度</th></tr><tr><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr><tr><td>校 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教 頭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教 諭</td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>講 師</td><td></td><td></td><td>9</td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td>10</td></tr><tr><td>養護教諭</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>事 務 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務職員</td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>10</td><td></td><td>13</td><td>10</td><td></td><td>14</td><td>10</td><td></td><td>14</td></tr></table>										職 名	令和８年度			令和９年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長	1			1			1			教 頭	1			1			1			教 諭	4			4			4			講 師			9			10			10	養護教諭	1		1	1		1	1		1	事 務 長	1			1			1			事務職員	2			2			2			校 医 等			3			3			3	計	10		13	10		14	10		14
	職 名	令和８年度			令和９年度			令和10年度																																																																																																															
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																													
	校 長	1			1			1																																																																																																															
	教 頭	1			1			1																																																																																																															
	教 諭	4			4			4																																																																																																															
	講 師			9			10			10																																																																																																													
	養護教諭	1		1	1		1	1		1																																																																																																													
	事 務 長	1			1			1																																																																																																															
	事務職員	2			2			2																																																																																																															
校 医 等			3			3			3																																																																																																														
計	10		13	10		14	10		14																																																																																																														
◆基準：高等学校通信教育規程（第５～６条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第７条）																																																																																																																							
<table><tr><th>項目</th><th>要件</th><th>適合</th></tr><tr><td>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭</td><td>５又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの</td><td>○</td></tr><tr><td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td><td>１人以上（他の職を兼ねても可）</td><td>○</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>相当数（収容定員240人以下：３人以上）</td><td>○</td></tr></table>										項目	要件	適合	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	５又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	○	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	１人以上（他の職を兼ねても可）	○	事務職員	相当数（収容定員240人以下：３人以上）	○																																																																																																		
項目	要件	適合																																																																																																																					
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	５又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	○																																																																																																																					
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	１人以上（他の職を兼ねても可）	○																																																																																																																					
事務職員	相当数（収容定員240人以下：３人以上）	○																																																																																																																					

8 施設等の状況

施設名	面積等	備考
校地	14,869 m ²	借用
校舎等	7,753 m ²	
屋外運動場	7,116 m ²	
校舎等	2,982 m ²	借用
校舎	2,108 m ²	
普通教室	6 室 301 m ²	
特別教室	4 室 399 m ²	
準備室	3 室 87 m ²	
校長室	1 室 36 m ²	
職員室	1 室 67 m ²	
図書室	1 室 110 m ²	
保健室	1 室 34 m ²	
その他	1,074 m ²	
屋内運動場	874 m ²	

<通信教育連携協力施設>

施設名	面積等	備考
学習等支援施設	586 m ²	
菊川学習センター	586 m ²	定員 70 人

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）

項目	要件	適合
校地、校舎 その他の施設及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。	○
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m ² +5 m ² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上 (4) 独立校の校舎面積 1,200m ² 以上	○
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）	○

9 資 産	<設置資金> ・ 設置に係る借入金なし ・ 施設及び設備は自己資金による借用											
	<運用資金> (単位：千円)											
	経常的経費		運用資金									
	科目	金額	科目	金額								
	計		計									
	◆基準：私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第13～14条）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> <th>適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置資金</td> <td>実施校の施設及び設備の取得に必要な資金は、原則として全額、設置者である学校法人の自己資金</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>運用資金</td> <td>認可申請時において、実施校の開設年度の経常的経費の2分の1に相当する運用資金を保有</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		項目	要件	適合	設置資金	実施校の施設及び設備の取得に必要な資金は、原則として全額、設置者である学校法人の自己資金	○	運用資金	認可申請時において、実施校の開設年度の経常的経費の2分の1に相当する運用資金を保有	○	
項目	要件	適合										
設置資金	実施校の施設及び設備の取得に必要な資金は、原則として全額、設置者である学校法人の自己資金	○										
運用資金	認可申請時において、実施校の開設年度の経常的経費の2分の1に相当する運用資金を保有	○										

第3号議案 あおい開惺高等学校（通信制高校）の設置認可について

1 名 称	あおい開惺高等学校										
2 位 置	静岡市清水区中河内2583番地の 1										
3 設 置 者	茨城県牛久市柏田町字新田3315番地10 学校法人つくば開成学園（理事長 糸賀 修）										
4 目 的	現況の公教育の枠組みで、不適応とならざるを得なかった生徒たちを対象に、個人の状況に応じた高校教育の提供を行い、この地域社会に、中学校卒業後、または高校中退後、就職も進学もできず、孤立せざるを得ない生徒たちを一人でも少なくすることを目的とし、通信制課程のみを置く高等学校を設置										
5 開設の時期	令和 8 年 4 月 1 日										
6 編 成 等	区分						収容定員				
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						640人				
7 職 員 組 織	職 名		令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度		
			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
	校 長		1			1			1		
	教 頭		1			1			1		
	教 諭		7			7			7		
	講 師		1		11	1		11	1		11
	養護教諭		1			1			1		
	事 務 長		1			1			1		
	事務職員		2		2	2		2	2		2
	校 医 等				3			3			3
計		14		16	14		16	14		16	
◆基準：高等学校通信教育規程（第 5 ～ 6 条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第 7 条）											
項目		要件									適合
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭		5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を 80 で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの （生徒数 640 人÷80＝8 人）									○
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員		1 人以上（他の職を兼ねても可）									○
事務職員		相当数（収容定員640人：4人以上） （収容定員640-240）÷400＋3＝4									○

8 施設等の状況

施設名	面積等	備考
校地	7,631 m ²	借用
校舎等	2,685 m ²	
屋外運動場	2,750 m ²	
その他	2,196 m ²	
校舎等	2,085 m ²	借用
校舎	1,287 m ²	
普通教室	5 室 288 m ²	
特別教室	3 室 168 m ²	
準備室	1 室 30 m ²	
校長室	1 室 29 m ²	
職員室	1 室 72 m ²	
事務室	1 室 57 m ²	
図書室	2 室 141 m ²	
保健室	1 室 29 m ²	
その他	473 m ²	
屋内運動場	798 m ²	

<通信教育連携協力施設>

施設名	面積等	定員	備考
面接指導等実施施設			
静岡校	385 m ²	310 人	
沼津校	306 m ²	230 人	
学習等支援施設			
わかば高等学院富士校	111 m ²	30 人	
虹華高等学園	51 m ²	30 人	
アルファー高等部富士校	29 m ²	30 人	
アルファー高等部富士宮校	85 m ²	10 人	

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）

項目	要件	適合
校地、校舎 その他の施設及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。	○
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m ² +5m ² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上 (4) 独立校の校舎面積 1,200m ² 以上	○
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）	○

第4号議案 聖隷クリストファーグローバルスクール中等部の設置認可について

1 名 称	聖隷クリストファーグローバルスクール中等部																																												
2 位 置	浜松市中央区三方原町3453番地																																												
3 設 置 者	浜松市中央区三方原町3453番地 学校法人聖隷学園（理事長 小柳 守弘）																																												
4 目 的	聖隷クリストファー小学校からの英語イマージョン教育、探究型学習について、時代の要請に沿ったグローバル化に特化した教育を行うため、中学校を設置																																												
5 開設の時期	令和8年4月1日																																												
6 編 成 等	<table><tr><td>学年</td><td colspan="3">学級数</td><td colspan="3">収容定員</td></tr><tr><td>1年生</td><td colspan="3">2</td><td colspan="3">60人</td></tr><tr><td>2年生</td><td colspan="3">2</td><td colspan="3">60人</td></tr><tr><td>3年生</td><td colspan="3">2</td><td colspan="3">60人</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="3">6</td><td colspan="3">180人</td></tr></table>										学年	学級数			収容定員			1年生	2			60人			2年生	2			60人			3年生	2			60人			計	6			180人		
	学年	学級数			収容定員																																								
	1年生	2			60人																																								
	2年生	2			60人																																								
	3年生	2			60人																																								
	計	6			180人																																								
	<令和8年度から令和10年度までの収容定員>																																												
	年度	令和8年度			令和9年度			令和10年度																																					
	定員	120人			150人			180人																																					
	◆基準：中学校設置基準（第4条） 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第4条）																																												
項目	要件						適合																																						
授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること						○																																						
学校の規模	原則12学級以上 同一敷地内に他中高等学校を併設、合算可						○																																						
7 職 員 組 織	職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度																																					
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																			
	校 長	1			1			1																																					
	教 頭		1			1			1																																				
	教 諭	4	4	3	9	3	7	10	3	7																																			
	実習助手	1	3																																										
	養護教諭		1			1			1																																				
	事務職員	1	3		1	3		1	3																																				
	校 医 等			3			3			3																																			
	計	7	12	6	11	8	10	12	8	10																																			
	◆基準：中学校設置基準（第6条） 私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）																																												
	項目	要件			備考			適合																																					
	教諭の数	6人以上			一学級当たり1人以上 学級数以上の専任教諭			○																																					

8 施設等の状況

施設名	面積等	備考
校地	104,579 m ²	自己所有
校舎等	22,418 m ²	
屋外運動場	52,895 m ²	同一敷地 20,850 m ²
その他	29,266 m ²	
校舎等	8,204 m ²	自己所有
校舎	3,835 m ²	
普通教室	6 室 364 m ²	専用
特別教室	7 室 769 m ²	中高共用、併設校共用
準備室	6 室 271 m ²	
校長室	1 室 18 m ²	中高共用
職員室	4 室 174 m ²	
事務室	4 室 79 m ²	
図書室	1 室 272 m ²	
保健室	1 室 75 m ²	
講堂	1 室 356 m ²	
その他	1,457 m ²	
屋内運動場	4,369 m ²	併設校共用

◆基準：中学校設置基準（第8～9条）

私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第6条）

項目	要件	備考	適合
校舎	1,440 m ² 以上	(41人以上 480人以下) 「600+6×(生徒数-40)」 「600+6×(180-40)」	○
運動場	3,600 m ² 以上	(1人以上 240人以下)	○
屋内運動場	1,138 m ² 以上	特別な事情があり、教育上支障がない場合、919 m ² 以上	○
校舎に備えるべき施設	教室（普通教室・特別教室等）、図書室、保健室、職員室	特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められる場合に限り、他の学校の施設及び設備使用可	○

第5号議案 聖隷クリストファーグローバルスクール高等部の設置認可について

1 名 称	聖隷クリストファーグローバルスクール高等部			
2 位 置	浜松市中央区三方原町3453番地			
3 設 置 者	浜松市中央区三方原町3453番地 学校法人聖隷学園（理事長 小柳 守弘）			
4 目 的	聖隷クリストファー小学校からの英語イマージョン教育、探究型学習について、時代の要請に沿ったグローバル化に特化した教育を行うため、高等学校を設置			
5 開設の時期	令和8年4月1日			
6 編 成 等	区分		収容定員	
	全日制課程 普通科		180人	
	学年	学級数	収容定員	
	1年生	2	60人	
	2年生	2	60人	
	3年生	2	60人	
	計	6	180人	
	＜令和8年度から令和13年度までの収容定員＞			
	年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	定員	60人	90人	90人
年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
定員	120人	150人	180人	
◆基準：高等学校設置基準（第7条） 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第4条）				
項目	要件	適合		
授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること	○		
学校の規模	原則12学級以上 同一敷地内に他中高等学校を併設、合算可	○		

7 職員組織

職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長		1			1			1	
教 頭	1			1			1		
教 諭	2	6	3	5	8	4	5	8	5
実習助手	3	1							
養護教諭	1			1			1		
事務職員	1	3		1	3		1	3	
校 医 等			3			3			3
計	8	11	6	8	12	7	8	12	8

職 名	令和11年度			令和12年度			令和13年度		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長		1			1			1	
教 頭	1			1			1		
教 諭	9	10	3	11	11	3	11	11	3
実習助手									
養護教諭	1			1			1		
事務職員	1	3		1	3		1	3	
校 医 等			3			3			3
計	12	14	6	14	15	6	14	15	6

◆基準：高等学校設置基準（第8条）

私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考	適合
教頭及び教諭の数	11人以上	・学級数以上の専任教諭 ・生徒数 360人以下 $\frac{(\text{生徒数}=180) \times (\text{週当たり授業時間}=34)}{40 \times 15}$	○
養護教諭	1人以上		○

8 施設等の状況

施設名	面積等	備考
校地	104,579 m ²	自己所有
校舎等	22,418 m ²	
屋外運動場	52,895 m ²	同一敷地 20,850 m ²
その他	29,266 m ²	
校舎等	8,202 m ²	自己所有
校舎	3,833 m ²	
普通教室	6 室 362 m ²	専用
特別教室	7 室 769 m ²	中高共用、併設校共用
準備室	6 室 271 m ²	
校長室	1 室 18 m ²	中高共用
職員室	4 室 174 m ²	
事務室	4 室 79 m ²	
図書室	1 室 272 m ²	
保健室	1 室 75 m ²	
講堂	1 室 356 m ²	
その他	1,457 m ²	
屋内運動場	4,369 m ²	併設校共用

◆基準：高等学校設置基準（第13～15条）

私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第6条）

項目	要件	備考	適合
校舎	1,560 m ² 以上	(121人以上 480人以下) 「1200+6×(収容定員-120)」 「1200+6×(180-120)」	○
運動場	8,400 m ² 以上		○
屋内運動場	1,589 m ² 以上	特別な事情があり、教育上支障がない場合、919 m ² 以上	○
校舎に備えるべき施設	教室（普通教室・特別教室等）、図書室、保健室、職員室	特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められる場合に限り、他の学校の施設及び設備使用可	○

第6号議案 静岡学園なごみ中学校の設置認可について

1 名 称	静岡学園なごみ中学校																																																																																																																																
2 位 置	静岡市駿河区八幡一丁目1番1号																																																																																																																																
3 設 置 者	静岡市駿河区聖一色ママ下400番地 学校法人第三静岡学園（理事長 牧野 秀則）																																																																																																																																
4 目 的	学びの多様化学校として、不登校児童生徒に広く学習の機会を与え、後に高等学校教育を経て、大学等進学や就職の道へ進むことができ、結果、社会で有為な人材を育成するため、中学校を設置																																																																																																																																
5 開設の時期	令和8年4月1日																																																																																																																																
6 編 成 等	<table><tr><td>学年</td><td colspan="3">学級数</td><td colspan="3">収容定員</td></tr><tr><td>1年生</td><td colspan="3">1</td><td colspan="3">30人</td></tr><tr><td>2年生</td><td colspan="3">1</td><td colspan="3">30人</td></tr><tr><td>3年生</td><td colspan="3">1</td><td colspan="3">30人</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="3">3</td><td colspan="3">90人</td></tr></table>										学年	学級数			収容定員			1年生	1			30人			2年生	1			30人			3年生	1			30人			計	3			90人																																																																																						
	学年	学級数			収容定員																																																																																																																												
	1年生	1			30人																																																																																																																												
	2年生	1			30人																																																																																																																												
	3年生	1			30人																																																																																																																												
計	3			90人																																																																																																																													
<令和8年度から令和10年度までの定員>																																																																																																																																	
<table><tr><td>年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td></tr><tr><td>定員</td><td>30人</td><td>60人</td><td>90人</td></tr></table>											年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	定員	30人	60人	90人																																																																																																															
年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																																																																																														
定員	30人	60人	90人																																																																																																																														
◆基準：中学校設置基準（第4条）、私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第4条）																																																																																																																																	
<table><tr><td>項目</td><td colspan="3">要件</td><td colspan="3">適合</td></tr><tr><td>1学級の生徒数</td><td colspan="3">40人以下であること</td><td colspan="3">○</td></tr><tr><td>学校の規模</td><td colspan="3">原則12学級以上</td><td colspan="3">○</td></tr></table>											項目	要件			適合			1学級の生徒数	40人以下であること			○			学校の規模	原則12学級以上			○																																																																																																				
項目	要件			適合																																																																																																																													
1学級の生徒数	40人以下であること			○																																																																																																																													
学校の規模	原則12学級以上			○																																																																																																																													
7 職 員 組 織	<table><tr><td rowspan="2">職 名</td><td colspan="3">令和8年度</td><td colspan="3">令和9年度</td><td colspan="3">令和10年度</td></tr><tr><td>専任</td><td>兼任</td><td>非常勤</td><td>専任</td><td>兼任</td><td>非常勤</td><td>専任</td><td>兼任</td><td>非常勤</td></tr><tr><td>校 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>副 校 長</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>教 諭</td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>講 師</td><td></td><td></td><td>7</td><td></td><td></td><td>7</td><td></td><td></td><td>7</td></tr><tr><td>養護教諭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事 務 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>事務職員</td><td>4</td><td>2</td><td></td><td>4</td><td>2</td><td></td><td>4</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>用 務 員</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>11</td><td>4</td><td>11</td><td>11</td><td>4</td><td>11</td><td>11</td><td>4</td><td>11</td></tr></table>										職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長	1			1			1			副 校 長	1	1		1	1		1	1		教 諭	4			4			4			講 師			7			7			7	養護教諭	1			1			1			事 務 長		1			1			1		事務職員	4	2		4	2		4	2		用 務 員			1			1			1	校 医 等			3			3			3	計	11	4	11	11	4	11	11	4	11
	職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度																																																																																																																									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																							
	校 長	1			1			1																																																																																																																									
	副 校 長	1	1		1	1		1	1																																																																																																																								
	教 諭	4			4			4																																																																																																																									
	講 師			7			7			7																																																																																																																							
	養護教諭	1			1			1																																																																																																																									
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																								
	事務職員	4	2		4	2		4	2																																																																																																																								
	用 務 員			1			1			1																																																																																																																							
	校 医 等			3			3			3																																																																																																																							
計	11	4	11	11	4	11	11	4	11																																																																																																																								
◆基準：中学校設置基準（第6条）、私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第5条）																																																																																																																																	
<table><tr><td>項目</td><td colspan="3">要件</td><td colspan="3">適合</td></tr><tr><td>教諭の数</td><td colspan="3">学級数以上の専任教諭</td><td colspan="3">○</td></tr></table>											項目	要件			適合			教諭の数	学級数以上の専任教諭			○																																																																																																											
項目	要件			適合																																																																																																																													
教諭の数	学級数以上の専任教諭			○																																																																																																																													

8 施設等の状況

施設名	面積等	備考
校地	18,144 m ²	
校舎等	762 m ²	
屋外運動場	17,177 m ²	うち借用 15,540 m ²
その他	205 m ²	
校舎等	3,301 m ²	自己所有
校舎	2,642 m ²	
普通教室	3 室 210 m ²	専用 ※1
特別教室	6 室 434 m ²	
校長室	1 室 42 m ²	
職員室	1 室 50 m ²	
事務室	1 室 88 m ²	
図書室	2 室 79 m ²	
保健室	1 室 27 m ²	
その他	1,712 m ²	
屋内運動場 ※2	659 m ²	

※1 普通教室を除き高等学校と共用

※2 屋内運動場：自己所有に加え公立体育館（1,253㎡）を利用予定

◆基準：中学校設置基準（第8～10条）
私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第6～7条）

項目	要件	適合
校地、校舎 その他の施設 及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない ・ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない	○
校舎	・面積 1,080㎡以上 (41人以上 480人以下 600+6×(生徒数-40) 600+6×(120-40)=1,080 m²) ・少なくとも次に掲げる施設を備える - 一 教室（普通教室、特別教室等） - 二 図書室、保健室 - 三 職員室	○
運動場	・面積：3,600㎡以上（1人以上240人以下） ・原則として、校舎等と同一の敷地又はその隣接地	○
屋内運動場	・校舎及び運動場のほか、体育館を備える (面積 原則 1,138 m²以上) ・特別な事情があり、教育上支障がない場合、919 m²以上	○

第7号議案 静岡雙葉高等学校の通信制課程の設置認可について

1 名 称	静岡雙葉高等学校（昭和23年 4 月 1 日設置認可）																																																																																																																																
2 位 置	静岡市葵区追手町10番71号																																																																																																																																
3 設 置 者	静岡市葵区追手町 10 番 71 号 学校法人静岡雙葉学園（理事長 林 健久）																																																																																																																																
4 目 的	全日制課程の履修規則に対応できなくなった本校高校生と不登校傾向が強く高校の全日制課程に進むことが難しいと思われる本校中学生、また、国内 4 つの姉妹校で同様の状況にある生徒の新たな学びの場として通信制課程を設置																																																																																																																																
5 開設の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																																																																																																																
6 編 成 等	区分						収容定員																																																																																																																										
	通信制課程（広域、単位制）普通科						60人																																																																																																																										
7 職 員 組 織	<table><tr><th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和 8 年度</th><th colspan="3">令和 9 年度</th><th colspan="3">令和10年度</th></tr><tr><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr><tr><td>校 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>副 校 長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教 頭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教 諭</td><td>4</td><td>6</td><td></td><td>4</td><td>6</td><td></td><td>4</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>養護教諭</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>事 務 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>事務職員</td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>用 務 員</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>9</td><td>10</td><td>5</td><td>9</td><td>10</td><td>5</td><td>9</td><td>10</td><td>5</td></tr></table>										職 名	令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		副 校 長	1			1			1			教 頭	1			1			1			教 諭	4	6		4	6		4	6		養護教諭		1			1			1		事 務 長		1			1			1		事務職員	3			3			3			用 務 員		1			1			1		校 医 等			5			5			5	計	9	10	5	9	10	5	9	10	5
	職 名	令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度																																																																																																																									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																							
	校 長		1			1			1																																																																																																																								
	副 校 長	1			1			1																																																																																																																									
	教 頭	1			1			1																																																																																																																									
	教 諭	4	6		4	6		4	6																																																																																																																								
	養護教諭		1			1			1																																																																																																																								
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																								
	事務職員	3			3			3																																																																																																																									
	用 務 員		1			1			1																																																																																																																								
	校 医 等			5			5			5																																																																																																																							
	計	9	10	5	9	10	5	9	10	5																																																																																																																							
	◆基準：高等学校通信教育規程（第 5 ～ 6 条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第 7 条）																																																																																																																																
	<table><tr><th>項目</th><th>要件</th><th>適合</th></tr><tr><td>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭</td><td>5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの</td><td>○</td></tr><tr><td>養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員</td><td>1 人以上（他の職を兼ねても可）</td><td>○</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>相当数（収容定員240人以下： 3 人以上）</td><td>○</td></tr></table>										項目	要件	適合	副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	○	養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1 人以上（他の職を兼ねても可）	○	事務職員	相当数（収容定員240人以下： 3 人以上）	○																																																																																																											
項目	要件	適合																																																																																																																															
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭	5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの	○																																																																																																																															
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員	1 人以上（他の職を兼ねても可）	○																																																																																																																															
事務職員	相当数（収容定員240人以下： 3 人以上）	○																																																																																																																															

8 施設等の状況

施設名	面積等 (専用・共用含む)	備考
校地	10,661 m ²	自己所有
校舎等	7,577 m ²	
屋外運動場	3,084 m ²	
校舎等	17,922 m ²	自己所有
校舎	16,144 m ²	
普通教室	15 室 963 m ²	専用 93 m ² (3 室)
特別教室	26 室 2,188 m ²	専用 44 m ² (2 室)
準備室	13 室 475 m ²	
校長室	1 室 34 m ²	
職員室	2 室 336 m ²	専用 20 m ² (1 室)
事務室	1 室 110 m ²	
図書室	2 室 331 m ²	専用 10 m ² (1 室)
保健室	2 室 105 m ²	専用 14 m ² (1 室)
その他	11,602 m ²	
屋内運動場	1,778 m ²	

◆基準：高等学校通信教育規程（第9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）

項目	要件	適合
校地、校舎 その他の施設 及び設備	原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない ことが確実と認められた場合は、この限りではない。	○
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備 えていること ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別 教室、図書室、保健室を兼用できる。 (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m ² +5 m ² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上	○
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状 で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600 m ² 以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、 分割されない同一平面で確保されるものに限る。）	○

第8号議案 聖隷クリストファー高等学校の通信制課程の設置認可について

1 名 称	聖隷クリストファー高等学校（昭和40年12月28日設置認可）																																																																																																																																										
2 位 置	浜松市中央区三方原町3453番地																																																																																																																																										
3 設 置 者	浜松市中央区三方原町 3453 番地 学校法人聖隷学園（理事長 小柳 守弘）																																																																																																																																										
4 目 的	近年における不登校の中学生や高校生が増加している状況において、学習スタイルの多様化を受け、不登校の生徒の就学の機会、大学の進学 の機会を与えるため、通信制課程を設置																																																																																																																																										
5 開設の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																																																																																																																										
6 編 成 等	区分						収容定員																																																																																																																																				
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						240人																																																																																																																																				
7 職 員 組 織	<table><tr><th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和 8 年度</th><th colspan="3">令和 9 年度</th><th colspan="3">令和10年度</th></tr><tr><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr><tr><td>校 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>副 校 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>教 頭</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>教 諭</td><td>4</td><td>20</td><td></td><td>4</td><td>20</td><td></td><td>4</td><td>21</td><td></td></tr><tr><td>講 師</td><td></td><td></td><td>11</td><td></td><td></td><td>11</td><td></td><td></td><td>17</td></tr><tr><td>養護教諭</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>事 務 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>事務職員</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>スクールカウンセラー</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>8</td><td>27</td><td>14</td><td>8</td><td>27</td><td>14</td><td>8</td><td>28</td><td>20</td></tr></table>										職 名	令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		副 校 長		1			1			1		教 頭	1			1			1			教 諭	4	20		4	20		4	21		講 師			11			11			17	養護教諭		2			2			2		事 務 長		1			1			1		事務職員	3	1		3	1		3	1		スクールカウンセラー		1			1			1		校 医 等			3			3			3	計	8	27	14	8	27	14	8	28	20
	職 名	令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度																																																																																																																																			
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																	
	校 長		1			1			1																																																																																																																																		
	副 校 長		1			1			1																																																																																																																																		
	教 頭	1			1			1																																																																																																																																			
	教 諭	4	20		4	20		4	21																																																																																																																																		
	講 師			11			11			17																																																																																																																																	
	養護教諭		2			2			2																																																																																																																																		
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																																		
	事務職員	3	1		3	1		3	1																																																																																																																																		
	スクールカウンセラー		1			1			1																																																																																																																																		
	校 医 等			3			3			3																																																																																																																																	
	計	8	27	14	8	27	14	8	28	20																																																																																																																																	
◆基準：高等学校通信教育規程（第 5 ～ 6 条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第 7 条）																																																																																																																																											
<table><tr><th>項目</th><th>要件</th><th>適合</th></tr><tr><td>副校長、教頭、主幹 教諭、指導教諭及び 教諭</td><td>5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で 除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上 とし、かつ、教育上支障がないもの</td><td>○</td></tr><tr><td>養護教諭又は生徒の養護を つかさどる職員</td><td>1 人以上（他の職を兼ねても可）</td><td>○</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>相当数（収容定員240人以下： 3 人以上）</td><td>○</td></tr></table>										項目	要件	適合	副校長、教頭、主幹 教諭、指導教諭及び 教諭	5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で 除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上 とし、かつ、教育上支障がないもの	○	養護教諭又は生徒の養護を つかさどる職員	1 人以上（他の職を兼ねても可）	○	事務職員	相当数（収容定員240人以下： 3 人以上）	○																																																																																																																						
項目	要件	適合																																																																																																																																									
副校長、教頭、主幹 教諭、指導教諭及び 教諭	5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で 除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上 とし、かつ、教育上支障がないもの	○																																																																																																																																									
養護教諭又は生徒の養護を つかさどる職員	1 人以上（他の職を兼ねても可）	○																																																																																																																																									
事務職員	相当数（収容定員240人以下： 3 人以上）	○																																																																																																																																									

8 施設等の状況				
	施設名		面積等 (専用・共用含む)	備考
	校地		104,579 m ²	自己所有 (一部借用)
	校舎等		22,418 m ²	
	屋外運動場		52,895 m ²	
	その他		29,266 m ²	一部借用
	校舎等		13,716 m ²	自己所有
	校舎		9,347 m ²	
	普通教室		41 室 2,828 m ²	うち専用 356 m ² (5 室)
	特別教室		7 室 675 m ²	
	準備室		7 室 187 m ²	
	校長室		1 室 38 m ²	
	職員室		3 室 325 m ²	うち専用 60 m ² (1 室)
	事務室		2 室 78 m ²	
	図書室		1 室 271 m ²	
	保健室		2 室 70 m ²	
	その他		4,875 m ²	
	屋内運動場		4,369 m ²	
	◆基準：高等学校通信教育規程（第9条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）			
	項目	要件		適合
	校地、校舎 その他の施設 及び設備	原則として、負担付き又は借用であってはならない。 ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない ことが確実と認められた場合は、この限りではない。		○
	校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備 えていること ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別 教室、図書室、保健室を兼用できる。 (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数×1.5m ² +5 m ² (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上		○
	屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状 で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600 m ² 以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、 分割されない同一平面で確保されるものに限る。）		○

第9号議案 静岡英和女学院中学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	静岡英和女学院中学校（昭和 22 年 6 月 26 日設置認可）														
2 位 置	静岡市葵区西草深町 8 番 1 号														
3 設 置 者	静岡市駿河区池田1769番地 学校法人静岡英和学院（理事長 石井 博文）														
4 変更の理由	学則の収容定員と実員との間に乖離が生じているため、収容定員を変更（減少）														
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日														
6 変更の内容	<table><tr><th colspan="2">変更前 (R7)</th><th colspan="2">変更後 (R10)</th></tr><tr><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>90人</td><td>270人 ＜155人＞</td><td>75人</td><td>225人</td></tr></table> ＜ ＞内は令和 7 年 5 月 1 日の実員			変更前 (R7)		変更後 (R10)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	90人	270人 ＜155人＞	75人	225人
	変更前 (R7)		変更後 (R10)												
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員											
	90人	270人 ＜155人＞	75人	225人											
	＜令和 8 年度から令和10年度までの定員＞ <table><tr><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th></tr><tr><td>255人（ 75人）</td><td>240人（ 75人）</td><td>225人（ 75人）</td></tr></table> （ ）内は入学定員			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	255人（ 75人）	240人（ 75人）	225人（ 75人）						
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度												
	255人（ 75人）	240人（ 75人）	225人（ 75人）												
	＜変更後の 1 学年の学級数＞ <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td>学級数</td><td>1 学級</td><td>3 学級</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>25人</td><td>75 人</td></tr></table>			区分	内容		学級数	1 学級	3 学級	生徒数	25人	75 人			
	区分	内容													
	学級数	1 学級	3 学級												
生徒数	25人	75 人													
◆基準：中学校設置基準（第 4 条）															
<table><tr><th>項目</th><th>要件</th><th>適合</th></tr><tr><td>1 学級の生徒数</td><td>1 学級の生徒数は 40 人以下であること</td><td>○</td></tr></table>			項目	要件	適合	1 学級の生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること	○							
項目	要件	適合													
1 学級の生徒数	1 学級の生徒数は 40 人以下であること	○													

7 職員組織

職 名	変更前 (R7)			変更後 (R10)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長		1			1	
教 頭		1		1		
教 諭	13			14		
講 師			12			10
養護教諭	1			1		
事務職員	2		1	2		1
校 医 等			5			5
計	16	2	18	18	1	16

◆基準：中学校設置基準（第6条）
私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考	適合
教諭の数	9人以上	・学級数以上の専任の教諭	○

8 施設等の状況

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R7)		変更後 (R10)		
校地	校 地 (屋外運動場)	25,651 m ² (4,038 m ²)		25,651 m ² (4,038 m ²)		
校舎等	普通教室	13 室	875 m ²	13 室	875 m ²	
	特別教室	16 室	1,908 m ²	16 室	1,908 m ²	
	準 備 室	13 室	407 m ²	13 室	407 m ²	
	校 長 室	1 室	41 m ²	1 室	41 m ²	
	職 員 室	1 室	337 m ²	1 室	337 m ²	
	事 務 室	1 室	87 m ²	1 室	87 m ²	
	図 書 室	1 室	337 m ²	1 室	337 m ²	
	保 健 室	1 室	66 m ²	1 室	66 m ²	
	そ の 他		5,434 m ²		5,434 m ²	
	校 舎 計		9,492 m ²		9,492 m ²	
	屋内運動場		1,617 m ²		1,617 m ²	
	そ の 他		523 m ²		523 m ²	
計			11,631 m ²		11,631 m ²	

◆基準：中学校設置基準（第8条）

項目	要件	備考	適合
校舎	1,710 m ² 以上	収容定員 41 人以上 480 人以下 算定式: 600+6×(生徒数-40) 600+6×(225-40)=1,710	○
運動場	3,600 m ² 以上	1人以上 240 人以下	○

第 10 号議案 気賀幼稚園の廃止認可について

1 名 称	気賀幼稚園 (昭和 18 年 11 月 15 日設置認可)																														
2 位 置	静岡県浜松市浜名区細江町気賀 997 番地の 1																														
3 設 置 者	学校法人気賀学園 (理事長 河野 文英)																														
4 廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため																														
5 廃止の時期	令和 8 年 3 月 31 日																														
6 園児の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて受け入れるが、希望者がいる場合は、近隣の保育施設等への案内等を行う。																														
7 教職員の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて勤務を行う。																														
8 指導要録等の保存方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて保存する。																														
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在 (単位 : 人) <table><tr><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>3 歳児</td><td>35</td><td>40</td><td>31</td><td>23</td><td>21</td></tr><tr><td>4 歳児</td><td>58</td><td>34</td><td>35</td><td>28</td><td>20</td></tr><tr><td>5 歳児</td><td>49</td><td>59</td><td>34</td><td>36</td><td>28</td></tr><tr><td>合計</td><td>142</td><td>133</td><td>100</td><td>87</td><td>69</td></tr></table>		R3	R4	R5	R6	R7	3 歳児	35	40	31	23	21	4 歳児	58	34	35	28	20	5 歳児	49	59	34	36	28	合計	142	133	100	87	69
	R3	R4	R5	R6	R7																										
3 歳児	35	40	31	23	21																										
4 歳児	58	34	35	28	20																										
5 歳児	49	59	34	36	28																										
合計	142	133	100	87	69																										

第 11 号議案 杉田幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	杉田幼稚園（昭和 54 年 3 月 15 日設置認可）																																																																										
2 位 置	静岡県富士宮市杉田 517 番の 1																																																																										
3 設 置 者	学校法人長橋学園（理事長 長橋英徳 ）																																																																										
4 変更の理由	少子化により、過去数年の受け入れ状況が定員に達していないため。																																																																										
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																																																										
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">変 更 前</th><th colspan="2">変 更 後</th></tr> <tr> <th>学級数</th><th>定員</th><th>学級数</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳児</td><td>4<1></td><td>80 <13></td><td>3</td><td>25</td></tr> <tr> <td>4 歳児</td><td>2<1></td><td>60 <20></td><td>2</td><td>25</td></tr> <tr> <td>5 歳児</td><td>3<1></td><td>60 <17></td><td>2</td><td>25</td></tr> <tr> <td>計</td><td>9<3></td><td>200 <50></td><td>7</td><td>75</td></tr> </tbody> </table> ※ < >内は令和 7 年度の実学級・実員数 《園児数の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>102</td><td>99</td><td>80</td><td>67</td><td>63</td></tr> </tbody> </table> ◆基準：幼稚園設置基準（第 3 条） 私立幼稚園定員変更認可審査内規（第 3 条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>要件</th><th>適合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学級あたりの園児数</td><td>原則 35 人以下とする。ただし、3 歳児については、30 人以下とする。</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	区 分	変 更 前		変 更 後		学級数	定員	学級数	定員	3 歳児	4<1>	80 <13>	3	25	4 歳児	2<1>	60 <20>	2	25	5 歳児	3<1>	60 <17>	2	25	計	9<3>	200 <50>	7	75	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	102	99	80	67	63	項目	要件	適合	1 学級あたりの園児数	原則 35 人以下とする。ただし、3 歳児については、30 人以下とする。	○																													
区 分	変 更 前		変 更 後																																																																								
	学級数	定員	学級数	定員																																																																							
3 歳児	4<1>	80 <13>	3	25																																																																							
4 歳児	2<1>	60 <20>	2	25																																																																							
5 歳児	3<1>	60 <17>	2	25																																																																							
計	9<3>	200 <50>	7	75																																																																							
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度																																																																							
102	99	80	67	63																																																																							
項目	要件	適合																																																																									
1 学級あたりの園児数	原則 35 人以下とする。ただし、3 歳児については、30 人以下とする。	○																																																																									
7 教職員の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">変更前</th><th colspan="3">変更後</th></tr> <tr> <th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>園長補佐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>副園長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教頭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教諭</td><td>6</td><td></td><td>3</td><td>6</td><td></td><td>3</td></tr> <tr> <td>事務職員</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td>4</td></tr> </tbody> </table> ◆基準：幼稚園設置基準（第 5 条） 私立幼稚園設置認可審査内規（第 9 条） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>要件</th><th>備考</th><th>適合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td><td>1 人</td><td>専任</td><td>○</td></tr> <tr> <td>教諭</td><td>7 人以上</td><td>一学級当たり 1 人以上 学級数以上の専任教諭</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長	1			1			教頭							教諭	6		3	6		3	事務職員	1			1			その他			4			4	項目	要件	備考	適合	園長	1 人	専任	○	教諭	7 人以上	一学級当たり 1 人以上 学級数以上の専任教諭	○
区分	変更前			変更後																																																																							
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																					
園長	1			1																																																																							
園長補佐																																																																											
副園長	1			1																																																																							
教頭																																																																											
教諭	6		3	6		3																																																																					
事務職員	1			1																																																																							
その他			4			4																																																																					
項目	要件	備考	適合																																																																								
園長	1 人	専任	○																																																																								
教諭	7 人以上	一学級当たり 1 人以上 学級数以上の専任教諭	○																																																																								

8 施設等の状況

園 舎 (㎡)			園 地 (㎡)	
保育室	9	498 (55.33 ㎡/室)	園舎敷地	1,103.76
遊戯室	2	321.46	運動場	1,018.55
職員室 (保健室)	1	56	その他	3,209.30
事務室	1	27		
便 所	6	64.86		
その他		109.69		
計		1,077.01	計	5,331.61

◆基準：幼稚園設置基準（第8、9条）

私立幼稚園定員変更認可審査内規（第4条）

項目	要件	備考	適合
園舎	820 ㎡以上	2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	○
運動場	720 ㎡以上	3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	○
保育室	1室あたり 53 ㎡以上		○
遊戯室	90 ㎡以上		○
園舎に備えるべき施設	職員室、保健室、便所等		○

第 12 号議案 プラドバイリンガル幼稚園の廃止認可について

1 名 称	プラドバイリンガル幼稚園 (旧みくに幼稚園 昭和 59 年 3 月 15 日設置認可) 平成 29 年 4 月 1 日名称変更																																		
2 位 置	静岡県沼津市桃里 4 5 5 番地の 1																																		
3 設 置 者	学校法人自学舎学園 (理事長 庄司 日出夫)																																		
4 廃止の理由	園児減少のため																																		
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																																		
6 園児の処置方法	令和 2 年 4 月から休園しており園児は不在																																		
7 教職員の処置方法	令和 2 年 4 月から休園しており教職員は不在																																		
8 指導要録等の保存方法	卒園後 20 年経過していない者については、県が卒園後 20 年までの間保存する																																		
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在(単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳児</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>4 歳児</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>5 歳児</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>						R3	R4	R5	R6	R7	3 歳児	0	0	0	0	0	4 歳児	0	0	0	0	0	5 歳児	0	0	0	0	0	合計	0	0	0	0	0
	R3	R4	R5	R6	R7																														
3 歳児	0	0	0	0	0																														
4 歳児	0	0	0	0	0																														
5 歳児	0	0	0	0	0																														
合計	0	0	0	0	0																														

第 13 号議案 学校法人自学舎学園の解散認可について

1 名 称	学校法人自学舎学園 (旧 学校法人青桐学園 昭和 59 年 3 月 15 日設立認可) 平成 29 年 4 月 1 日名称変更
2 所 在 地	静岡県沼津市桃里 4 5 5 番地の 1
3 代 表 者	理事長 庄司 日出夫
4 解散の理由	休園中のプラドバイリンガル幼稚園を廃止するため (寄附行為第 41 条第 1 項第 1 号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	75,794,087 円
7 残余財産の処分方法	学校法人素和美國際学院に現物帰属する

第 14 号議案 富士調理技術専門学校（専修学校）の廃止認可について

1 名 称	富士調理技術専門学校 (昭和 51 年 12 月 8 日設置認可)																																						
2 位 置	富士市岩本 1951 番地																																						
3 設 置 者	富士市岩本 1951 番地 学校法人旭学園（理事長 望月耕二郎）																																						
4 廃止の理由	生徒数の減少																																						
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																																						
6 生徒の処置方法	現在、在籍者なし																																						
7 教職員の処置方法	現在 2 名おり、廃止認可後に全員退職予定																																						
8 指導要録等の保存方法	卒業後 20 年経過していない者については、県が卒業後 20 年までの間保存する																																						
9 生徒数の推移	(各年度 5 月 1 日現在、単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程名</th><th>学科名</th><th>定員</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等課程</td><td>フ ー ド ビ ジ ネ ス 科</td><td>120</td><td>37</td><td>26</td><td>13</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr> <td>専門課程</td><td>調理師科</td><td>40</td><td>10</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>160</td><td>47</td><td>33</td><td>13</td><td>7</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>							課程名	学科名	定員	R3	R4	R5	R6	R7	高等課程	フ ー ド ビ ジ ネ ス 科	120	37	26	13	7	0	専門課程	調理師科	40	10	7	0	0	0	合 計		160	47	33	13	7	0
課程名	学科名	定員	R3	R4	R5	R6	R7																																
高等課程	フ ー ド ビ ジ ネ ス 科	120	37	26	13	7	0																																
専門課程	調理師科	40	10	7	0	0	0																																
合 計		160	47	33	13	7	0																																

第 15 号議案 学校法人旭学園の解散認可について

1 名 称	学校法人旭学園 (昭和 45 年 9 月 30 日設立認可)
2 所 在 地	富士市岩本 1951 番地
3 代 表 者	理事長 望月 耕二郎
4 解散の理由	令和 7 年 3 月 31 日をもって全学生が卒業し休校となっている富士調理技術専門学校を廃止するため (寄附行為第 51 条第 1 項第 1 号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	0 円
7 残余財産の処分方法	なし

第 16 号議案 静岡日本語学院(各種学校)の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	静岡日本語学院 (平成 29 年 3 月 27 日設置認可 校長 瀧田 強)																																																			
2 位 置	静岡市葵区宮前町 110 番 11 号																																																			
3 設置者	静岡市葵区御幸町 20 番地 学校法人静岡理工科大学 (理事長 杉浦 哲)																																																			
4 変更の理由	留学生の就学機会を確保するとともに、これまでの実績と信頼を背景に、安定した教育運営と財務基盤の強化を図るため、収容定員を増加する。																																																			
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																																			
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">学科名</th><th rowspan="2">コース名</th><th rowspan="2">修業 年限</th><th colspan="2">収容定員</th><th rowspan="2">増減</th></tr><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td rowspan="2">日本語科</td><td>進学 2 年 コース</td><td>2 年</td><td>155 人</td><td>270 人</td><td>+115 人</td></tr><tr><td>進学 1 年 6 ヶ月 コース</td><td>1 年 6 ヶ月</td><td>70 人</td><td>67 人</td><td>▲ 3 人</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>225 人 <223 人></td><td>337 人</td><td>+112 人</td></tr></table> < >は実員。 午前クラス 9：10～12：30 午後クラス 13：10～16：30 【変更後のコース別学級数】 <table><tr><th rowspan="2">学科 コース</th><th colspan="2">日本語科</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>進学 2 年 コース</th><th>進学 1 年 6 ヶ月 コース</th></tr><tr><td>学級数</td><td>14</td><td>4</td><td>18</td></tr><tr><td>生徒数</td><td>270</td><td>67</td><td>337</td></tr></table> ◆ 日本語教育機関の告示基準第 9 条 <table><tr><th>項目</th><th>要件</th><th>備考</th><th>適合</th></tr><tr><td>同時に授業を受ける生徒数</td><td>20 人以下</td><td>337 人÷18=18.7 人</td><td>○</td></tr></table>					学科名	コース名	修業 年限	収容定員		増減	変更前	変更後	日本語科	進学 2 年 コース	2 年	155 人	270 人	+115 人	進学 1 年 6 ヶ月 コース	1 年 6 ヶ月	70 人	67 人	▲ 3 人	合 計			225 人 <223 人>	337 人	+112 人	学科 コース	日本語科		合計	進学 2 年 コース	進学 1 年 6 ヶ月 コース	学級数	14	4	18	生徒数	270	67	337	項目	要件	備考	適合	同時に授業を受ける生徒数	20 人以下	337 人÷18=18.7 人	○
学科名	コース名	修業 年限	収容定員		増減																																															
			変更前	変更後																																																
日本語科	進学 2 年 コース	2 年	155 人	270 人	+115 人																																															
	進学 1 年 6 ヶ月 コース	1 年 6 ヶ月	70 人	67 人	▲ 3 人																																															
合 計			225 人 <223 人>	337 人	+112 人																																															
学科 コース	日本語科		合計																																																	
	進学 2 年 コース	進学 1 年 6 ヶ月 コース																																																		
学級数	14	4	18																																																	
生徒数	270	67	337																																																	
項目	要件	備考	適合																																																	
同時に授業を受ける生徒数	20 人以下	337 人÷18=18.7 人	○																																																	

7 職員組織

(人)

区分	変更前			変更後		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校長	1			1		
校長補佐						
主任教員	1			1		
教員	8			8		
講師			13			16
生活指導員	4	2		4	2	
事務職員	3		1	3		1
校医等			1			1
合 計	17	2	15	17	2	18

教員 25 人、うち専任教員 9 人

◆ 各種学校規程第 8 条、私立各種学校設置認可等審査基準第 7 条

項目	要件	備考	適合
教員数	生徒数 40 人を超えるごとに教員 1 人増加 (半数は専任かつ専任は 3 人以上)	337 人 ÷ 40 = 9 人 (専任 5 人以上)	○

◆ 日本語教育機関の告示基準第 11 条、第 12 条

項目	要件	備考	適合
教員数	教員：3 人以上かつ生徒 20 人につき 1 人	337 人 ÷ 20 = 17	○
	専任：2 人以上かつ生徒 40 人につき 1 人	337 人 ÷ 40 = 9	

8 施設等の 状 況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校地		2,818.18 m ²		2,818.18 m ²	
校舎	普通教室	16 室	599.92 m ²	16 室	599.92 m ²
	校長室	1 室	27.13 m ²	1 室	27.13 m ²
	職員室	1 室	144.83 m ²	1 室	144.83 m ²
	事務室	1 室	52.52 m ²	1 室	52.52 m ²
	医務室	1 室	15.18 m ²	1 室	15.18 m ²
	会議室	2 室	21.04 m ²	2 室	21.04 m ²
	図書室	1 室	15.50 m ²	1 室	15.50 m ²
	ホール（共用）	1 室	204.58 m ²	1 室	204.58 m ²
	倉庫（共用）	1 室	12.21 m ²	1 室	12.21 m ²
	その他室	4 室	20.57 m ²	4 室	20.57 m ²
	廊下その他		336.68 m ²		336.68 m ²
	廊下その他（共用）		668.05 m ²		668.05 m ²
	合 計		2,118.21 m ²		2,118.21 m ²
	合計（共用除く）		1,233.37 m ²		1,233.37 m ²

※変更なし

1 人当たり校舎面積

$$1,233.37 \text{ m}^2 \div 337 \text{ 人} = 3.65 \text{ m}^2 / \text{人}$$

	◆ 各種学校規程第 10 条			
	項目	要件	備考	適合
	校舎面積	校舎面積 115.70 m ² 以上、 かつ 1 人当り 2.31 m ² 以上	校舎 : 1,233.37 m ² 1 人当り 3.65 m ²	○
	◆ 日本語教育機関の告示基準第 24 条、第 26 条			
	項目	要件	備考	適合
	校舎面積	校舎面積 115.00 m ² 以上、 かつ 1 人当り 2.30 m ² 以上	校舎 : 1,233.37 m ² 1 人当り 3.65 m ²	○
	教室面積	1 人当たり 1.5 m ² 以上	1.8 m ² 以上 (36.08 m ² ÷20 人=1.8)	○

第 17 号議案 浜松日本語学院(各種学校)の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	浜松日本語学院 (平成 23 年 9 月 28 日設置認可 校長 松葉 優子)																																																			
2 位 置	浜松市中央区中央三丁目 10 番 8 号																																																			
3 設置者	静岡市葵区御幸町 20 番地 学校法人静岡理工科大学 (理事長 杉浦 哲)																																																			
4 変更の理由	留学生の就学機会を確保するとともに、これまでの実績と信頼を背景に、安定した教育運営と財務基盤の強化を図るため、収容定員を増加する。																																																			
5 変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日																																																			
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科名</th><th rowspan="2">コース名</th><th rowspan="2">修業 年限</th><th colspan="2">収容定員</th><th rowspan="2">増減</th></tr> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本語科</td><td>進学 2 年 コース</td><td>2 年</td><td>265 人</td><td>480 人</td><td>+215 人</td></tr> <tr> <td>進学 1 年 6 ヶ月 コース</td><td>1 年 6 ヶ月</td><td>240 人</td><td>120 人</td><td>▲120 人</td></tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td><td>505 人 <505 人></td><td>600 人</td><td>+95 人</td></tr> </tbody> </table> < >は実員。 午前クラス 9:10~12:30 午後クラス 13:10~16:30 【変更後のコース別学級数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学科 コース</th><th colspan="2">日本語科</th><th rowspan="2">合計</th></tr> <tr> <th>進学 2 年 コース</th><th>進学 1 年 6 ヶ月 コース</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級数</td><td>29</td><td>8</td><td>37</td></tr> <tr> <td>生徒数</td><td>480</td><td>120</td><td>600</td></tr> </tbody> </table> ◆ 日本語教育機関の告示基準第 9 条 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>要件</th><th>備考</th><th>適合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時に授業を受ける生徒数</td><td>20 人以下</td><td>600 人 ÷ 37 = 16.2 人</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>					学科名	コース名	修業 年限	収容定員		増減	変更前	変更後	日本語科	進学 2 年 コース	2 年	265 人	480 人	+215 人	進学 1 年 6 ヶ月 コース	1 年 6 ヶ月	240 人	120 人	▲120 人	合 計			505 人 <505 人>	600 人	+95 人	学科 コース	日本語科		合計	進学 2 年 コース	進学 1 年 6 ヶ月 コース	学級数	29	8	37	生徒数	480	120	600	項目	要件	備考	適合	同時に授業を受ける生徒数	20 人以下	600 人 ÷ 37 = 16.2 人	○
学科名	コース名	修業 年限	収容定員		増減																																															
			変更前	変更後																																																
日本語科	進学 2 年 コース	2 年	265 人	480 人	+215 人																																															
	進学 1 年 6 ヶ月 コース	1 年 6 ヶ月	240 人	120 人	▲120 人																																															
合 計			505 人 <505 人>	600 人	+95 人																																															
学科 コース	日本語科		合計																																																	
	進学 2 年 コース	進学 1 年 6 ヶ月 コース																																																		
学級数	29	8	37																																																	
生徒数	480	120	600																																																	
項目	要件	備考	適合																																																	
同時に授業を受ける生徒数	20 人以下	600 人 ÷ 37 = 16.2 人	○																																																	

7 職員組織

区分	変更前			変更後		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校長	1			1		
校長補佐						
主任教員	1			1		
教員	14	2		14	2	
講師			32			33
生活指導員	5	1		4	1	1
事務職員	2			2		
校医等			1			1
合 計	23	3	33	22	3	35

教員 50 人、うち専任教員 15 人

◆ 各種学校規程第 8 条、私立各種学校設置認可等審査基準第 7 条

項目	要件	備考	適合
教員数	生徒数 40 人を超えるごとに教員 1 人増加 (半数は専任かつ専任は 3 人以上)	600 人 ÷ 40 = 15 人 (専任 8 人以上)	○

◆ 日本語教育機関の告示基準及び告示基準解釈指針

項目	要件	備考	適合
教員数	教員：3 人以上かつ生徒 20 人につき 1 人 専任：2 人以上かつ生徒 40 人につき 1 人	600 人 ÷ 20 = 30 600 人 ÷ 40 = 15	○

8 施設等の 状 況

区分	施設名	面積等			
		変更前		変更後	
校地		642.66 m ²		642.66 m ²	
校舎	普通教室	30 室	1,027.36 m ²	30 室	1,027.36 m ²
	校長室	1 室	15.09 m ²	1 室	15.09 m ²
	職員室	1 室	145.65 m ²	1 室	145.65 m ²
	図書室	1 室	65.96 m ²	1 室	65.96 m ²
	保健室	1 室	7.90 m ²	1 室	7.90 m ²
	会議室	1 室	29.50 m ²	1 室	29.50 m ²
	その他室	19 室	434.93 m ²	19 室	434.93 m ²
	その他(廊下等)		1,337.15 m ²		1,337.15 m ²
	合 計		3,063.54 m ²		3,063.54 m ²

※変更なし

1 人当たり校舎面積

$$3,063.54 \text{ m}^2 \div 600 \text{ 人} = 5.10 \text{ m}^2 / \text{人}$$

	◆ 各種学校規程第 10 条			
	項目	要件	備考	適合
	校舎面積	校舎面積 115.70 m ² 以上、 かつ 1 人当り 2.31 m ² 以上	校舎 : 3,063.54 m ² 1 人当り 5.10 m ²	○
	◆ 日本語教育機関の告示基準			
	項目	要件	備考	適合
	校舎面積	校舎面積 115.00 m ² 以上、 かつ 1 人当り 2.30 m ² 以上	校舎 : 3,063.54 m ² 1 人当り 5.10 m ²	○
	教室面積	1 人当たり 1.5 m ² 以上	1.6 m ² 以上 (32.3 m ² ÷ 20 人 = 1.6)	○